

(2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

内子町では、平成30年7月豪雨災害による洪水被害においても、床上浸水が5軒、床下浸水が6軒と近隣市町と比べても少ない状況であった。しかし、当町の中央部を小田川が流れており、今後の災害リスクとしては、この小田川が氾濫した場合の浸水状況を勘案した洪水被害を想定している。

(土砂災害)

当町の地域防災計画によると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町内全域に点在している。土砂災害警戒区域として、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを合わせて763箇所あり、これらの区域では大雨等による土砂災害の恐れがあり、この箇所を中心とした被害が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%程度と予測されている。(南海トラフ巨大地震)このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(その他)

当町は78%を山林が占める中山間地域であり、3つの地域で構成されている。内子地区は、小田川、中山川、麓川の3つの流域に沿って集落が形成されており、五十崎地区は中心を流れる小田川などの自然環境に配慮したまちづくりが行われている。また、小田川の源流がある小田地区は標高1,300m級の四国山系に抱かれた山村であり、90%が山林で占められている。当町の主な災害は、梅雨前線、台風来襲による暴風・豪雨であり、地域ごとに災害の状況に変化が見られるのが特徴的である。

また、当町の気候は概ね温暖であるが、近隣市町と比較すると気温が低く、特に冬季の低温が著しい。平均日較差も大きく、内陸盆地特有の気候特性が顕著である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を取得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・ 内子町地域防災計画 (本編)
<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/bousai/keikakusyusei2907.html>
- ・ 内子町地域防災計画 (資料編)
<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/bousai/keikakusyusei2907.html>
- ・ 内子町防災マップ
<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/bousai/kikikanribousaimapkaitei.html>
- ・ 小田川洪水ハザードマップ
<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/bousai/kikikanrikouzuimap.html>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 871 人
- ・小規模事業者数 675 人

【内訳：商工会調査】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	91	72	
	製造業	92	66	
	サービス業	189	168	
	卸・小売業等	266	263	

(3) これまでの取組

1) 内子町の取組

- ・「内子町地域防災計画」を策定し、防災訓練と水防訓練を実施するとともに、消防訓練等を随時実施している。
- ・「内子町業務継続計画」を策定し、災害時の業務継続のための執行体制の確保を図ることとしている。
- ・防災備品として、内子東自治センター等に非常食セット、非常食用食器、飲料水を備蓄している。

2) 本会の取組

- ・「内子町商工会危機管理マニュアル」を策定し、危機発生に備えた対策としている。
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、事務所に非常用持ち出し袋を備蓄している。
- ・内子町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

II 課題

「内子町商工会危機管理マニュアル」を平成26年1月に策定済みではあるが、このマニュアルの運用を適切に行える人員が十分にいない。また、「商工会災害システム」との連携が不十分である。

さらに、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、内子町当局との情報連絡不足といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 20社
 - ▼事業継続力強化計画認定 5社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 10社
- 《対象共済・保険制度》
 - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や内子町等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会与内子町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「内子町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和3年完成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組状況を確認する。
- ・内子町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：本会、内子町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会与当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会与当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

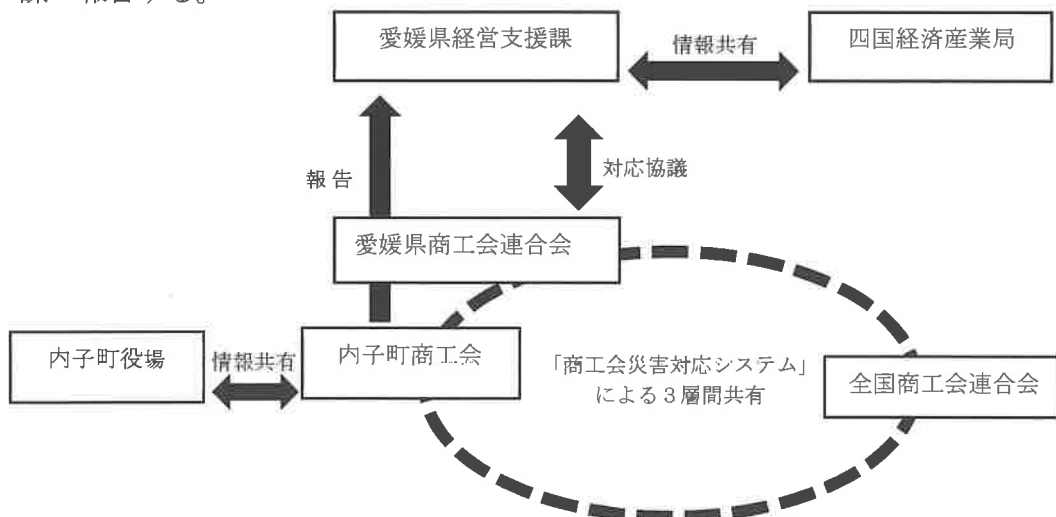
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会与当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会与当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会与当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

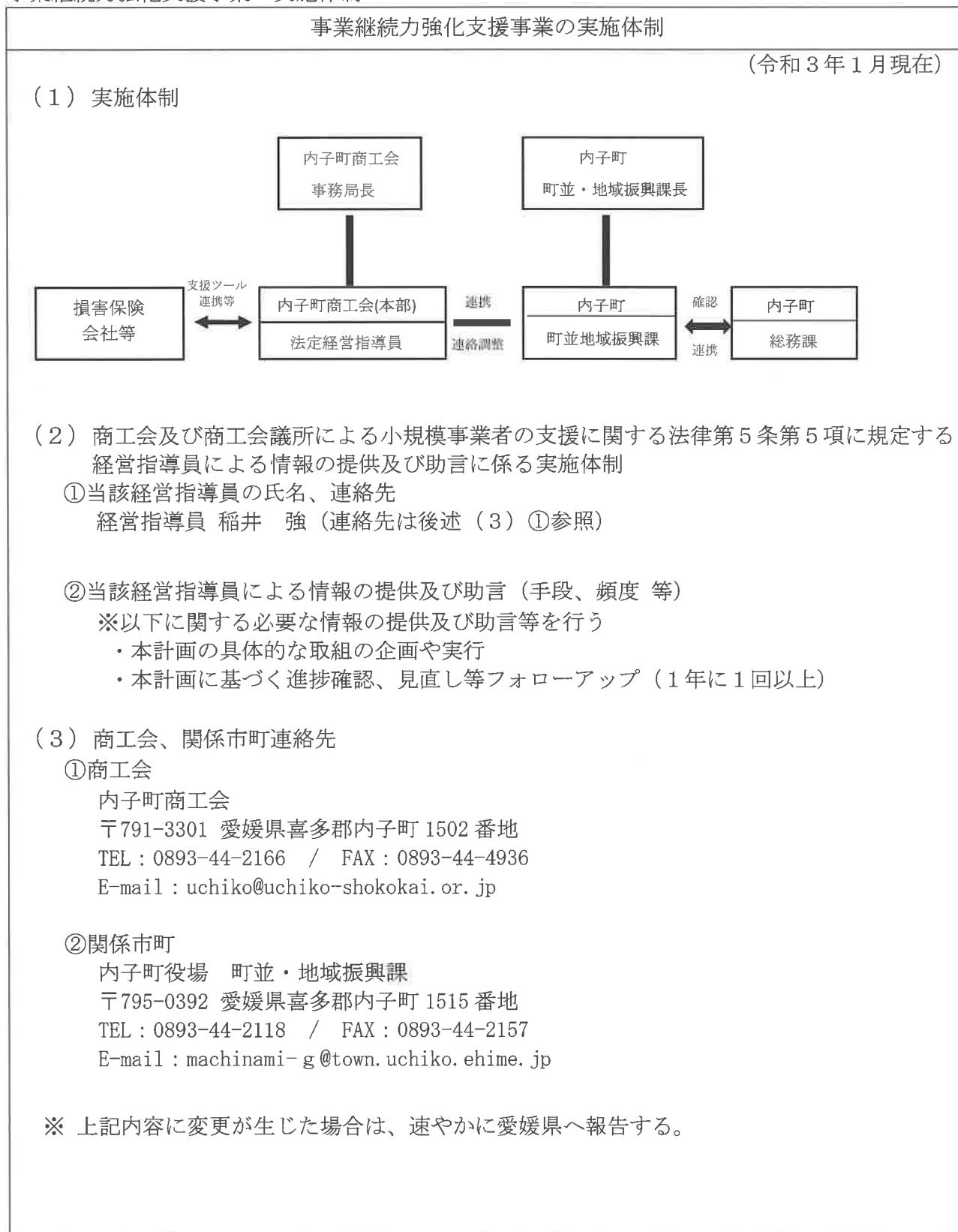
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	150	150
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	12	120	120	170	170
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、内子町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。